届音	善コー	ード	処理区分	届
2	6	7		書

## 厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担当者

	①事業所整理記号 ②被保険者整理番号		⑦年金手帳の基礎年金番号		⑦被保険者の氏名		<b>⑨性别</b>	(少性別 ③被保険者の生年月日				
※」印欄は三						(フリガナ) (氏)	(名)	男 1 女 2	明 1 大 3 昭 5 平 7	年	月	H
印欄は記入しない方法は裏面に書い	王養育する子の氏名		④養育する子の生年月日		<ul><li>エの子について、</li><li>養育特例の申出を</li><li>行ったことがあり</li></ul>		⑦基準月に勤務していた事業所所 事業所所在地	在地(船舶所有	者住所)お	3よび事業所名	称(船舶所有	有者氏名)
でください	(ブリガナ)   (氏)   (名)		年 平成 7	月日	ますか。		(船舶所有者住所) 事業所名称					
い。でで	⑤養育開始年月日	⑥養育特	例開始年月日		<b>上</b>	1	(船舶所有者氏名) 準月標準報酬月額 送		備	表	Ż.	
こ覧くださ	平成 7 月	平成 7	月日	年	月 日		千円 信					

	平成 年 提出します。	月	月 日に被保険者から申出を受理しましたので						
	ルロレムチ。			平成	年	月	日	提出	
(事業主)	事業所所在地	-							
	事業主氏名								
	電話番号		(		)	局			番

		り申出します。 金機構理事長	年	月	日	提出
申出	<b>〒</b> 住所	-				
人	氏名					Ø
	電話番号	(	)局			番

受付日付印

社会保険労務士の提出代行者印

## 【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 1. この申出書は、養育期間標準報酬月額特例措置(以下「特例措置」といいます。)の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職していた場合には、直接、年金事務所にご提出ください。その場合、事業主欄の記載は必要ありません。
- 2. 特例措置の申出は、勤務していた事業所または船舶(以下「事業所等」といいます。)に係る被保険者期間ごとに提出することになります。特例措置の適用を受けようとする期間において、勤務していた事業所等が2以上の場合、それぞれの事業所等に勤務していた被保険者期間ごとに、申出書をご提出ください。
- 3. 特例措置が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- 4. この申出に基づく特例措置は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①に該当したときは、すみやかに「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届」をご提出ください。
  - ① この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
  - ② この申出に係る子が3歳に達したとき
  - ③ 事業所を退職したときや船舶所有者に使用されなくなったときなど、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとなったとき
  - ④ この申出に係る子以外の子について特例措置の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
  - ⑤ 保険料徴収の特例を受ける育児休業等を開始したとき
- 5. この申出に基づく特例措置が終了した後、「【記入の方法】 4」に該当したことにより、再度、当該申出に係る子について、特例措置の適用を受ける場合には、改めて、特例措置の申出書をご提出ください。

## 【記入の方法】

1. ③の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。 生年月日は、たとえば、昭和60年11月7日の場合は、



のように記入してください。

- 2. 団は、該当する項目を○印で囲んでください。
- 4. ⑥は、以下の条件に該当する場合、その年月日を記入してください。
  - ・3歳未満の子を養育する者が新たに被保険者資格を取得した場合 資格取得年月日
  - ・3歳未満の子を養育する被保険者が育児休業等を終了した場合 育児休業等を終了した日の翌日
  - ・3歳未満の子を養育する被保険者が本申出書で申し出た子以外の子について適用されていた特例措置が終了した場合 特例措置終了年月日の翌日
- 5. 申出者の押印については、署名(自筆)の場合は、省略できます。
- 6. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は、省略できます。

また、この申出を行う際に、特例措置の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合、またはその事業所と現在勤務している 事業所等が異なる場合には、事業主欄の記載は必要ありません。

## 【添付書類】

- 1. 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書
  - (申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの)
- 2. 住民票(コピー不可) ※(申出者と子が同居していることを確認できるもの)
  - ※提出日から遡って60日以内に発行されたものをご提出ください。
- ※養育特例の要件に該当した日に同居が確認できるものをご提出ください。
  - (例) 育児休業終了の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要になります。